Ш 崎警察署文書』 にみる第 回衆議院議

は に

見た『川崎警察署文書』を挙げることができる(2)。 るのに適当な一つの史料として、『神奈川県史』編纂過程で陽の目を 自体の様子については何ら言及するところがない。この空隙を埋め 進党などの民党が衆議院の過半数を占めた」(1)とあるのみで、選挙 員総選挙では旧民権派が大勝し、 件につき、「一八九○(明治二三)年に行われた日本最初の衆議院議 れたのは、翌一八九〇年七月一日のことであった。教科書ではこの れた「衆議院議員選挙法」に基き、 議院とからなる帝国議会として実現した。憲法発布の同日、公布さ が誕生したことにはなる。民権運動の国会開設要求は、 し付け憲法ではあったにせよ、 一八八九 発布日には紀元節が選ばれており、 (明治二二) 年二月一一日、 自由民権運動の要求になる立憲国家 第一議会には立憲自由党と立憲改 第一回衆議院議員総選挙が行わ 大日本帝国憲法が発布され 欽定憲法という上からの押 貴族院と衆

しかし、総選挙に関しては、 め、記された諸事件の全貌を知ることは残念ながら不可能である。 川崎地域における政治・経済・社会状況である。短期間であるた 細に知ることができる。 崎警察署文書』に記されたのは、一八九○年四月から一二月 候補者および支持者たちの動向をかな

る第一回総選挙をめぐる地域住民、政党、 た役割などを解明していく一助としたい。 本稿では 端を探り、 『川崎警察署文書』によって、 新国家建設期の諸階層の思惑 警察 川崎とい また彼らが果たし 国家) などの動 う一地域におけ

候補者の被選挙権の確 認

伊

東

富

昭

挙人と同じであった」⁽³⁾とある。「衆議院議員選挙法」⁽⁴⁾によると 権の説明と共に「被選挙人は満三〇歳以上の男子で、 被選挙権はどうなっていたのであろうか。教科書には脚注で、 男子に限られた制限選挙であったことがよく知られている。では、 下のようになっている。 選挙権については、 直接国税一五円以上を納入する満二五歳以 納税資格は選

0)

第三章 被選人ノ資格

以

第八条 選挙府県内ニ於テ直接国税十五円以上ヲ納メ仍引続キ 以上ニシテ選挙人名簿調製ノ期日ヨリ満一年以上其ノ 被選人タルコトヲ得ル者ハ日 本臣民ノ男子満三十 歳

但シ所得税ニ付テハ人名簿調製ノ期 ムル者ニ限ル 日ヨリ

ことができる。 文書からは山田泰造と吉田正春のふたりの被選人資格について知る 以上の規定に基いて、候補者たちがどうであったかを見てみると 上之ヲ納メ仍引続キ納ムル者ニ限

しかし、 穀商の養子となり、 接する橘樹郡渡田村というから、地元の人間と呼ぶこともできよう。 為リ彼へ資格ヲ復シタル由」(5)とある。山田 ヲ以テ昨一七日同村同字ニ住居スル同苗字即チ山田七五郎ノ養子ニ 価修正二拠リ被撰ノ資格ヲ失ヒタルガ橘樹郡旭村小塚清五郎ノ周旋 山田については、「橘樹郡撰出衆議院議員候補者山田泰造ハ兼テ地 一六歳で江戸の刀研師に弟子入りし、 その米穀商、 そして西洋割烹店と相次いで事業 の生まれは川崎宿に隣 三年後には横浜の米

田家へ養子に入ることによって被選挙権を回復させなければならないかのである。 一部であるが、自由民権家として、代言人として中央で活躍した を集中の弁護活動で有名となった(6)。植山淳の「山田は、出身こそ を集中の弁護活動で有名となった(6)。植山淳の「山田は、出身こそ を表郎らの厚徳館に参加し、福島事件・加波山事件など自由民権激 に失敗した後は、法律を学んで代言人として身を立て、星亨・大井

であろうことが推測できる。 吉田については、山田とは違い地元との縁故関係は全く無く、た 吉田については、山田とは違い地元との縁故関係は全く無く、た 吉田については、山田とは違い地元との縁故関係は全く無く、た 吉田については、山田とは違い地元との縁故関係は全く無く、た

一 各候補の支持者

擁立される。 の余波から自 まず各候補の政党色について見ておくと、肥塚・大塚は前述の通 馬することになる。この詳細については後述することになろう。 塚は結局引っ張り出せず、 ない状況であった。大井憲太郎らが旧関東自由党員を中心に、 党という大政党は存在 正春に加え、 衆議院議員候補者として取り沙汰されるのは、 その他は自由党系といえる。 また、添田も諸 由党再興の機運が生まれてはいたが、 佐藤貞幹・中島信行・添田知通・肥塚龍らであり、 橘樹・都筑・久良岐三郡からなっている。 せず、 立憲改進党系候補としては大塚成吉が 事情から終盤戦に至り、 条約改正をめぐる三大事件 しかし、当時はかつての 息子の 実現には 田 建白運 知義が 泰造· 至っ

> かりか、 吉田・添田知義は大同派 (大同倶楽部) である(10)。 決して一枚岩とは言えなかったのである。ちなみに山 系とはいっても、この川崎地域においてもそれぞれ 大同派、 別に愛国公党を結成してしまう。ここに大井らの自由党、 らに、大井・河野両派の対立激化を懸念した板垣 八九〇年一月二一日、 して大同倶楽部を結成した。 一八八九 党再興を説くが、 板垣らの愛国公党と三派鼎立となり、つまり、 地域利害の問題までもが絡んで複雑な様相を呈しており、 年五 野広中・大江卓ら東北・関西の旧自由党員と国 月 河野らが時期尚早と反対したため実現せず、 H 大井らのみで(再興)自 大同協和 総選挙を前に、大井らは板垣 会を組織すると、 由党を結成する。 は同年五月 同 の政治的立場ば H H 同じ自由党 河野らの 派 自 退助に自 が合同 Ŧi. n 由 H 3

次に、各候補の支持者たちを見ておきたい。

等ノ周旋ニヨリ多ク投票ヲ得ントナシ」、 動向に左右される傾向があることが感じられる。例えば、「山 として多く抱えた吉田の方が有利と見られていたことが分かる。 とあり(11)、はじめのうちは選挙権保有者である「金満家」を支持 与ミスル人民ハ壮士派ノ者多ク故ニ選挙権ヲ有シ居ル者ハ吉田正 た後、「巷説ニョレハ吉田正春ニ党スル人民ハ金満家多ク山田泰造 崎) 町内屈指ノ人物ナルヲ以テ(吉田) 正春ハ之ニ依 ハ旅店会津屋ノ主人田中亀之助或ハ酒商森松太郎等へ依頼シ此ノ者 文書からは、村・大字・字など各地域単位で、その地域の有力者の ノ方多数ニシテ山田泰造ハ終ニ失敗ヲ取ルヤモ難計シト

風評 旋ニヨリ投票ヲ得ント欲シ」(ユン、という具合にそれぞれが各 六月二日の報告では、 さて、選挙人の意志がいかに候補者に引き付けられるかであるが 山田派・吉田派・改進党三派の概況を伝え また「(島田) 武助 一同人ノ周 セリ」 田泰造

況によって、地域住民の意志が左右される地域があったことが分かり、明らかに村もしくは字・大字単位でその地域の有力者の支持状り、明らかに村もしくは字・大字単位でその地域の有力者の支持状矢上南加瀬北加瀬等ノ人民ハ知通へ投票スル心組ナルヨシ亦田島村矢上南加瀬北加瀬等ノ人民ハ知通へ投票スル心組ナルヨシ亦田島村と南通へ投票スルヨシ亦日吉村ノ村長深瀬啓十郎モ知通ヲ出ントントシ亦大師河原村ノ中海苔営業者ノ党派ナル内田佐五右衛門等ノントシ亦大師河原村ノ中海苔営業者ノ党派ナル内田佐五右衛門等ノ

う。 さのような地域に対し影響力を持った方で検討して行くべきであろいては、彼らの性格や行動、それによる影響、さらに以上に といった間 と呼んでいいかどうか、といった間 のような地域に対し影響力を持った有力者たちを、果して「豪

域になると、状況は大きく変わってくるのである。の問題から、すでに複雑で根の深い対立関係を抱えているような地る問題も生じないであろう。しかし、これが日常的な政治・経済上あるいは複数いたとしても対立関係にない様な地域であればさしたさて、こうした状況下であれば、有力者が一人しかいなかったり、

ルヨシニ之レ亦競争ナシ居ルヨシ」(14)であった。 ヲナシ居ル」状況であり、 ノ所吉田 「此ノ村ノ前村長鳥養ハ吉田正春ノ党ニシテ目下助役其他役場員ハ の有力支持者が並立しており、 (等ハ吉田正春ノ党ナルモ他ニ重立タル村民中ニハ山田ニ加担者ア 指ノ金満家ナル斎藤丑之進等ニ結ンテ投票ヲ得ント欲シ暗ニ競争 例として御幸村と住吉村の状況を掲げておこう。まず御 田泰造派ナルヨシ而シテ鳥養辞職以来村長ナキヲ以テ目下選定中 れてい ハ鳥養ニ依頼シテ投票ヲ得ントナシ居リ また住吉村でも「村長 選挙人に対する「競争」が繰り広 山田 両村では山田・吉 (徳植竹之丞外役場 八助役或村内 幸村では

大同派の推す吉田、これに改進党が加わって三巴の選挙戦が展開さ以上のように川崎地域では、自由派(再興自由党)の推す山田、

肥塚を予定していたのである。 モ見へス」(16)という状況であり、 盛ンニナシ居ル模様モナク既ニ該派ノ者共ハ一致団結ヲナシ居ル景 援者であった。立憲改進党派の有力者は川崎町長根本助右衛門、 活動状況を知ることはできない。また出馬を噂される添田知 手段ヲ知ル能ハズ」 れることとなる。 面的にはまだ動いて居らず、その子知義は大同派で吉田の有力な後 況ニシテ敢テ党勢ヲ拡張スル為メ同志ノ士ヲ募集セントスルノ気合 会議員で党員の岩田道之助等であったが、「此 欲シ頻リニ奔走橘樹郡内ニ入り勧誘中ノ趣キ然レ共未夕其 「都筑郡旧県会議員佐藤貞幹ハ衆議院議員ノ候補者タラン 他に都筑郡に基盤を持つ佐藤貞幹もいたが、 (15)と報告されているだけで、この地域における 候補者としては、はじめ党幹部 ノ者等ハ敢テ奔走ヲ が通も表

三 選挙運動の方法

を獲得することになったのである。 か 子ハ大抵吉田ニ加担スルナラン」 鳥 シタル為メ今迄山田党へ傾カントナシ居リタル同村ノ助役矢島幸吉 村へ来り旧村長タリシ鳥養弥兵衛へ依頼シタルヲ以テ弥丘 に引っ張り込むことが最も有効な手段であった。吉田正 たように、 ハ忽チ鳥養ノ依頼ヲ承諾シ吉田党トナリ矢島幸吉ノ住居地ナル大字 、投票スルコトヲ承諾スルノミナラス充分力ヲ尽スコトニ約束ヲナ 幸間 けたことで、 養ハ頗ル人望家ナルヲ以テ同人ノ周旋ニヨリ大字塚越下平間 当 時 ハ皆ナ吉田へ投票スル様勧誘スルコトヲ請合ヒタリト云ヒ亦 の選挙運動がどの様に行われたかを見てみよう。 各地の有力者に働きかけて支持を取り付け、 助役矢島をも協力者とすることができ、 17 2 2 御幸村村長鳥養一人に働き 自分の陣営 多くの地 春は まず前述 衛ハ吉田 「御幸 中丸

開催などが行われている。のハガキ・封書攻勢に相当するであろう写真・名刺配りや演説会のこの他にも現在行われている不特定多数の選挙権保有者に向けて

総選挙に対して最も強い関心を示しているのは、報告書の中で調を対象となる地域住民を上・中・下に分け、「上等社会ノ人民」と位査対象となる地域住民を上・中・下に分け、「上等社会ノ人民」と位査対象となる地域住民を上・中・下に分け、「上等社会ノ人民」と位査対象となる地域住民を上・中・下に分け、「上等社会ノ人民」と位査対象となる地域住民を上・中・下に分け、「上等社会ノ人民」と位査対象となる地域住民を上・中・下に分け、「上等社会ノ人民」と位査対象となる地域住民を上・中・下に分け、「上等社会ノ人民」と位査対象となる地域住民を上・中・下に分け、「上等社会ノ人民」と位置対象となる地域住民を上・中・下に分け、「上等社会ノ人民」と位置が表しているのは、報告書の中で調高対象となる地域住民を上・中・下に分け、「上等社会ノ人民」と位置が表しているのは、報告書の中で調高対象となる。

ではここで山田泰造の運動方法を追ってみよう。

でいる。 一でいる。 一でいる。 一ででは、山田の支持者には壮士派が多く、これが選挙運動 があった。山田派の遊説員が他派の人間と衝突して騒動 にもみごとに現れていると言えよう。「山田派ノ(支持者某) ハ密カ にもみごとに現れていると言えよう。「山田派ノ(支持者某) ハ密カ にもみごとに現れていると言えよう。「山田派ノ(支持者某) ハ密カ

ル」(20)という手段を取っていた。近村ノ重ナル者へ送テ投票ノ節ハ此人ヲ撰挙アランコトヲ依頼ス近村人重ナル者へ送テ投票ノ節ハ此人ヲ撰挙アランコトヲ依頼ス村長の高橋善右衛門が山田派となり、「山田ノ写真名刺等ヲ自村或ハとは反対に、はじめの内、改進党の演説会で尽力していた住吉村旧とは、山田支援に傾きかけていたが、結局は吉田派となった矢島また、山田支援に傾きかけていたが、結局は吉田派となった矢島

神奈川県倶楽部が前年の一月に中島を監督として結成されており、頼したのであろう。大同団結運動挫折後、旧自由党の県組織としてを知らず、単にかつての自由党時代の関係から山田支援を添田に依を知らず、単にかつての自由党時代の関係から山田支援を添田に依正が郵送されている(空)。既に見てきたように添田は吉田派であり、面が郵送されている(空)。既に見てきたように添田は吉田派であり、面が郵送されている(空)。既に見てきたように添田は吉田派であり、面が郵送されている(空)。既に見てきたように添田は吉田派であり、面白いことに、中島信行より添田知義に対し「貴下ノ周旋尽力ヲ

のとは全く逆の態度を示しているのである。 (2)と中島が期待した へ掛合ハサルヲ得ス云々ト或人へ談話セリ」(2)と中島が期待した で、第二区ヨリ山田泰造ヲ選出スルコトニ確定セル云々ト広告シ アルヨリ大ニ反激シ右ハ事実ニ 適合セサルモノニ付広告ナシタル者 意見ハ第二区ヨリ山田泰造ヲ選出スルコトニ確定セル云々ト広告シ 告に添田の挙動として「二三日前或新聞ヲ見タルニ神奈川県多数ノ 告に添田の挙動として「二三日前或新聞ヲ見タルニ神奈川県多数ノ 告に添田の挙動として「二三日前或新聞ヲ見タルニ神奈川県多数ノ はいっしょう

ず得票しており、 勤 坂 でなかったことが分かる一例である。結局、 のがいたのである。 しようとしていたことが分かる。実際に開票結果を見ると少なから らの出馬が決定しているにも関わらず、久良岐郡の一部が彼を推薦 選出セラル、コトハ謝絶シタルニ拘ラス久良岐ノ或 坐郡ヨリ衆議院議員ニ選挙セラル、コトニ決定シタルニ付他郡 良岐郡ニ於テハ中島信行ニ望ヲ属シ居ル者アルヨシ然ルニ同人ハ高 ら当選し、初代衆議院議長に選出されることとなる ハ同人へ投票スルヨシヲ風評セリ」(23)という状況で、既に高座郡 め、 本竜馬の海援隊に属していた。維新政府に参加し、 ちなみに中島について述べておくと、彼は旧土佐藩士で、 自由民権運動家としても有名であった。選挙に際しては「久 中島の意向を無視するかのように、 当時の選挙が候補者本人の意志による立候補 中島は神奈川第五 部 票を投じるも 神奈川県令も 分ノ財産家 X 3 か か 1]

党勢力が強かった。対立するグループの頭目 されるのが当然であろう。 上京ニ付政党員若クハ政治思想ヲ有スル者ノ感情云々ハ当郡内ニ於選挙中盤、五月に入って板垣退助が上京する。ところが、「板垣伯 自今運動ノ模様モ無之候」(24)と報告されている。板垣は旧自由党総 テハ偶々証スル者アルモ甚タ僅少ニシテ目 派鼎立の状態である。 選挙中盤、 民権運 なおさら無かったのである。 を歓迎する受け皿など、 動の旗頭である。 、五月に入って板垣退助が上京する。ところが、 しかも、川崎はじめ東京近 しかし当時は前述の通り、 かつてであったならば、 しかもこの大事な選挙戦真 報告を奇異と取る方がおかし 一下何等ノ感情モナク又タ 板垣が上京したとして 大歓迎 旧自由党は三 旧関東自 全会が催

のであって、これが当然だったのであ る。

ケ代価三十銭計リ)ハ山田サンノ御土産デアルト云フテ授与シタ」 同人妻リンニ面会シ斎藤丑之進ハ山田ヲリンニ引合セテ曰ク之レハ られている。「該犯則ノ概略ハ明治廿三年五月十五日午后四時頃両名 だというのである。選挙違反とされた事件の内容は次のように述べ ようであるが、山田の方は「所在不明ニ付勾引状ヲ発シ目下捜査中」 名が「衆議院議員選挙法第九十条違反」とされ、取調べが始まった 被告ハ部内住吉村々長徳植竹之丞(此レハ吉田正春派)方へ至り 場合もその例外ではなかった。山田とその支持者斎藤丑之進の両 さて、今も昔も変わらないのがお定まりの選挙違反である。 いうものであった(5)。 田泰造ト云ウ御方デアル且ツ此ノ麁品(桝織旭形三ツ折リ紙入一 Ш

ここで「衆議院議員選挙法」 の選挙違反に対する罰則規定を見て

罰則

第九十条 投票ヲ得又ハ他人ニ投票ヲ得セシメ若ハ他人ノ為 間接二金銭物品手形若ハ公私ノ職務ヲ選挙人ニ授与 円以下ノ罰金ニ処ス シ又ハ授与スルコトヲ約束シタル者ハ五円以上五十 二投票ヲ為スコトヲ抑止スルノ目的ヲ以テ直接又ハ

其ノ授与又ハ約束ヲ受ケタル者亦同シ

一面的には物品授与が規定に抵触したわけである。 束することなどが選挙違反に相当するわけである。 投票を巡って「金銭物品手形」の授受、 および「公私ノ職務」を Ш 田の場合は

よる拘引云々の新聞記事が事実でないことを弁明する次のような書 こうした選挙違反の噂が流れ、 を各選挙人へ送っている(27)。 啓陳ハ今廿六日二三日ノ新聞紙上ニ不肖儀本郡川崎分署ヨリ 形勢は明らかに不利となる。 しかも新聞紙上にまで報道されて そこで山田は、 選挙違反に

引云々ノ趣掲載有之候 へ共右ハ事実相違スル而已ナラス該虚

> 説 候間此段御了承之上尚一層御尽力ノ程願上 テ明白仕 候ニ付 明廿 七日ノ諸新聞紙 へ右 候 取 消 シノ旨 申

通

度右不取敢申上旁御依頼迄如斯シ御坐候謹 テ別紙数通御送与申上候ニ付外諸君へモ御依頼方ヲ御差 义

明 5治廿 三年六月廿口 H 田

が出されている(28)。 実 際に新聞紙上には一面のトップに 「特別広告」として弁明 の記

事

得共右ハ事実相違スルノミナラズ該虚説ハ巳ニ明白致候條此段 頃 日二三ノ新聞紙上二小生拘引セラレントス云々ノ記事有之候

産出ス

明治廿三年六月

力廿七日

Ш

者であった徳植に接触を持ったのは、見込みは薄いかも知れないが、 しまう。 を宣伝される結果を招いてしまったわけである。 期待からであったろう。 うまくいった場合は敵の一角を大きく切り崩すことができるという 自分の陣営に引き込むかということにあろう。 していたのでは、選挙の結果をみるまでもなく当選者が予想できて てますますエスカレートして来る。最初から最後まで支持者が固定 れるようになったことにも見られるように、 各候補者の選挙人に対する投票獲得工作は、 選挙戦の醍醐味の一つは、 しかし、そう事は甘くなく、 いかにして対立候補の支持者を 投票日が近付くにつれ 山田が吉田派の支持 選挙違反が問題 逆に選挙違

回ルヨシ」(空)といった状況であった。ほとんど脅迫まがいの投票依ナカラン万一変心スル等ノ事アルトキハ充分弁解ヲ求ムル抔ト云ヒ 屢々選挙人宅ヲ訪ヒ吉田ナリ亦ハ山田ナリ何ニカ決定アランコトヲ 名等ヲ記シ斯ク賛成アル上ハ男子タルノ本分トシテ変心スル ヨシヲ一時逃カレニ述ブルヤ直チニ手控へ賛成ナシタル者ノ住所氏 希望スルト云フテ迫リ迫ラレタル選挙人ハ止ヲ得ス山田ヲ賛成スル に発揮するような事態が起きてきたことも報告されている。「壮士ハ また、 山田の支持者には壮士が多いとあったが、その性格を充 コトハ

頼が平然と行われていたのが分かる。

ニテナサン」と申し込んだらしいことが記されている(3)。山田が特に取り立てて、選挙違反や勧誘方法などであげつらわれる田田が特に取り立てて、選挙違反や勧誘方法などであげつらわれる世が、これは決して山田一人の問題ではなく、他の候補者にしているが、これは決して山田一人の問題ではなく、他の候補者にしているが、これは決して山田一人の問題ではなく、他の候補者にしているが、これは決して山田一人の問題ではなく、他の候補者にしているが、これは決して山田一人の問題ではなく、他の候補者にしているが、これは決して山田一人の問題ではなく、他の候補者にしているが、これは決して山田一人の問題ではなく、他の候補者にしているが、これは決して山田一人の問題ではなく、他の候補者にしているが、これは決して山田一人の問題ではなく、他の候補者にしているが、これは決しているのであり、これにはない。

備ニ奔走シ居ルト云フ」 之助森松太郎等ト自由党ニ加入シ諸所ノ演説会へ臨ミ壮 周旋になる久橋都三郡有志百余人による懇親会が計画されている 四月二七日、 二於テ来ル廿四五日頃ニ政談演説会ヲ開設シ弁士ハ山田泰造大江卓 ニ奔走スル者アリト云ヒ探聞スル所ニョレハ大師河原村 リ候」(32)とあり、 貸借上ヨリ不和ヲ生シ爾来山田泰造ノ手ニ従ヒ居リシガ先日田中亀 (3)。また、当初吉田派であった川崎町深野半兵衛は「地所及ヒ金銭 「目下該村ハ内外ノ困難紛議蜂起ノ最中ニテ政談演説会ヲ開会スル 建ナシト云フョリ遂 田泰造ヲ衆議院へ出サント熱心スル者多ク為ニ演説会ヲ開クコト また、候補者を囲んでの懇親会や演説会も盛んに行われてい 福井茂兵衛等ガ来ルヨシ亦梅園ノ主人寺尾喜助 一河原村ハ山田泰造ノ党派多数ヲ占メ居ル模様ニ有之故ニ 神奈川町名古屋楼で田島村村長青木豊十郎ら数十人の 海苔場を巡る紛議が起きていたため中止となってしま 演説会も少なからず行われていたことが分かる。 ニ中止シタルヨシ」 (33)状況であった。ところがこの演説会は (34)ということで、 料理店梅園 士ヲ称へ居 ハ目下準 大師河 る。

での演説会の記録が残されている(35)が、それによると政談演説会そ、とも言えよう。たまたま一八八九年五月から一八九〇年四月ましかしこうした演説会が盛んな状況も選挙間際であったればこ

ぞれ山 として決してそんなことではすまなかったであろう。 様子ナリ」とある。 タルヨシ」であった。また、一回の非政談演説会も山田派のもので、 「場所ハ大師河原平間寺ニテ」「聴衆四百名許ニシテ感動ヲナシタル 一四番伊東市兵 ずか四回しか記録されていないのである。 田・吉田・改進党によるもので、山田の演説会は大師河原二 政談演説会が一回 衛方で行われており、「聴衆ハ三百名許ニシテ感動シ 名目は 「学術演説会」とあるが、 非政 談演説会を含めても一 政談演説会三回 はそれ

一件ニ付ナスヨシニテ伊藤仁太郎一名ニ リ巡回ナシ居レリト云フ」とある。また政談演説会も「来ル中々盛大ニシテ日吉村住吉村御幸村等ヲ五六日前ヨリ一戸毎化する。六月二十日の報告(3)に山田の動きについて「同人! モスレバ過激ノ言語ヲ発スルノ弊有之候」 政治講談で活躍した人物で、既に警察当局からもマークされていた講演がなされた(38)。伊藤は痴遊と号し、民権運動の壮士として特に おいて午後八時より開かれた(マス)。伊藤により「衆議院議員ノ撰挙ハ画されていた。演説会は実際には川崎町八三六番地安藤清五郎方に 重な注意が喚起されている。 ようで、「臨監及ヒ取締等ハ其署ニ於テ便宜可為致候伊藤仁太郎ハ動 尤モ慎重ナルヲ要ス」と「自由党ノ党議ヲ釈義ス」と題する二題の 件ニ付ナスヨシニテ山田泰造ノ為メナリト云フ」とあるように計 伊藤仁太郎一名ニテ政談演説ヲ為スヨシ之レハ第二区候補者選定 さて選挙戦も終盤に近付いて来ると、 崎町停車場ノ傍側ナル小川松五郎所有家屋内ニ於 候補者らの動きも一 (39)と演説会に臨 て「同人ノ運 層 んで厳 廿二日 二立寄

百四十名計リナルモ車夫或ハ鳶人足ノ如キ賤業者ヲ以テ半数以上充も知れないが、そうした混乱はなく、「時々拍手スル者アルモ聴衆ハー人ノミ適当ノ人物ナリト称賛」するばかりで、これが万一、反対一人ノミ適当ノ人物ナリト称賛」するばかりで、これが万一、反対ールコトモ無之亦衆議院議員撰挙ハ尤慎重ナルヲ要ストアル演題ノ如ルコトモ無之亦衆議院議員撰挙ハ尤慎重ナルヲ要ストアル演題ノ如しかしその結果はどうであったかというと、「集会条例等ニ抵触ス

である。 (4)したという、余り盛り上がりが感じられない状況であったよう人ノ演説ニ感シタルト云フ程ノ者モナク午后十一時三十分頃閉会」ントシ亦ハ眠リタル者モアリタル儀ニ付場内ハ静カナル迄ニシテ同ぶシタル模様ニ付演説ヲ解スル者少ク欠伸スル者アリ或ハ半ハ眠ラ

反対派によって評判を落とされてしまうのである(41)。 演説会の趣旨は「大塚カ人物ナルカ或ハ山田カ人物ナルカヲ比較シ 大塚及吉田ニハ及ハサルヲ以テノ故ナラン」と、 らかな演説会にのこのこと出かけていけば、 其人物ナル方へ左担シ投票スル」というのが「選挙人ノ心組」であ ころが山田はこの演説会に「差支」があるからと出席していない。 において大塚・吉田・山田三候補者の立会演説会が企画された。と からいらぬ攻撃を受けるであろうことを予測して欠席したのであ また、この二日 山田は当時、選挙違反問題の渦中にあり、こうした趣旨が明 しかしそのため「山田ハ事故ニ托シ出席セサルハ卑劣ニシテ 前の六月二十日には、 都筑郡 当然、 |川場(川和の誤記か?) 欠席裁 対立候補や反対 判のうえ、

四 「吉田正春ノ失望ト憤怒

労ヲ執ラス亦タ尽力ヲナス能ハス各撰挙人諸君ハ各自ノ欲スル所 人ニ投票セラレ度ク曽テ吉田 かってきたことにもよるらしい。 るに違いないという風評まで流れていた(4)にもかかわらず、 は高齢のためであろうか出馬を断念していたようである。 知義自体もこれを支援するのではないかという時期もあり、また当 ら出馬を表明したのである。巷説では知義の父知通の出馬が噂され 表面的には彼のために「奔走尽力ナシ」てきた添田知義が自 添田に吉田を裏切らせたのは、 通が県収税長を辞職しており、 :終盤に至り大きな番狂わせが起こる(42)。 へ投票スルコトヲ依頼シタル義ハ取消 添田が 吉田にも選挙違反の疑いが掛 辞職した限りは選挙に出馬す 「爾来吉田ノ為メニ奔走ノ 今まで吉 そうした 田 知通

> こととなったのである。 ス趣ヲ通報シタルトカニテ吉田ハ失望ト憤怒ヲナシ居レリト云フ

添田の支持者は子安村村長飯田彰重・日吉村村長深瀬啓十郎らで、流田の支持者は子安村村長飯田彰重・日吉村村長深瀬啓十郎らで、流田の支持者は子安村村長飯田彰重・日吉村村長深瀬啓十郎らで、流田の支持者は子安村村長飯田彰重・日吉村村長深瀬啓十郎らで、

信認被成下度右顛末為念御報道仕候也 (信認被成下度右顛末為念御報道仕候也 (信認被成下度右顛末為念御報道仕候也 (信認被成下度右顛末為念御報道仕候也 (信認被成下度右顛末為念御報道仕候也 (信認被成下度右顛末為念御報道仕候也 (信認被成下度右顛末為念御報道仕候也 (信認被成下度右顛末為念御報道仕候也 (信認被成下度右顛末為念御報道仕候也

明治廿三年六月 日

吉田正春

わせた場面の記録が残されている。それによると、二六日の午後三また六月二七日付の報告に失意の吉田と山田とがたまたま顔を合限られようとは夢にも思わなかった、という憤懣が感じられる。者になってやったんではないか、それをこういう形で今になって見けではなく、地域の「有志者ノ請求」を受け、つまり頼まれて候補ここには自分が候補者となったのは何も好き好んでそうなったわ

であった(4)。
であった(5)。
であった(5)。
において回いた山田は「苦キ顔色ヲナシ居リタリ」というのを告げ、これを聞いた山田は「苦キ顔色ヲナシ居リタリ」というには、これを聞いた山田は、当惑スル云々」と愚痴めいた言葉して「足下ハ運動費モ充分ナルヲ以テ運動モ頗ル盛大ナルガ小生ノ時頃「川崎町停車場傍ラ」において両者が出会い、吉田が山田に対

さて添田の出馬理由であるが、史料にみられる通り、支援してきさて添田の出馬理由であるが、史料にみられる通り、支援してきさて添田の出馬理由であるが、史料にみられる通り、支援してきさるであった。両者ともに明治二二年一二月二六日の保安条例即日施行だろうか。山田は川崎出身といっても前述のように活動の場は中央であった。両者ともに明治二二年一二月二六日の保安条例即日施行であった。両者ともに明治二二年一二月二六日の保安条例即日施行に選挙違反の罪に問われるであろうといった不利な状況に立ち至った。両者ともに明治二二年一二月二六日のようにあるが、地域住民としての問題意識に日覚めていたのではない。 は、神奈川県に居を移した者である。既に添田は県会議員としてもであった。両者ともに明治二二年一二月二六日のように活動の場は中央があるが、東料にみられる通り、支援してきるで添田の出馬理由であるが、史料にみられる通り、支援してきる。

五 選挙の結果

して、本部からさらに四名の増派を要請している (4)。 して、本部からさらに四名の増派を要請している (4)。 して、本部からさらに四名の増派を要請している (4)。 して、本部からさらに四名の増派を要請している (4)。 して、本部からさらに四名の増派を要請している (4)。 して、本部からさらに四名の増派を要請している (4)。 して、本部からさらに四名の増派を要請している (4)。

予想されたほどの混乱もなく無事に終了した。報告には

「当署部内

かし当日はこのように厳重な(?)警備体制を敷いた割には、

七ケ所ノ投票所ハ無事平穏ニ閉会候」、また「本日ハ前十数日来ノ景

ニョルトキハ必ス壮士ノ横行ト投票所ノ混雑モアルナラント推測

とある。とある。とある。

時の新聞発表などによると次のようであった(4)。 選挙結果は残念ながら『川警文書』には記録されていないが、当

添田知義二七五票 佐藤貞幹一九三票山田泰造七五一票(当選) 大塚成吉四八六票

たる運動期間もなかったにも関わらず、善戦したといえよう。できなかったものとみられる。添田は最後の最後に出馬して、さし内では他に対立候補がいなかったが、他の地盤まで切り崩すことはえ、吉田は一挙に後退してしまったようである。また大塚は改進党終盤にいたり添田の吉田派からの離反、自らの出馬という事態を迎当初、山田・吉田・大塚三者の巴戦が予想されていたのであるが、当初、山田・吉田・大塚三者の巴戦が予想されていたのであるが、当初、山田・吉田・大塚三者の巴戦が予想されていたのであるが、当初、山田・吉田・大塚三者の巴戦が予想されていたのであるが、

六 選挙後の模様

ン何ニセヨ本人ハ卑劣ニシテ狡猾ナル人物ナリ云々」といっている。ヲ避ケタルノ利益アリタルモノニシテ同人ノ為メ賀スへキモノナラ楽部員によって「暴行ノ変アルヤモ難計故ニ当選セサルハ却テ危難捉え、「同人ガ当選セサルハ愉快ナリ若シ万一当選スルトキハ」同倶賞が最も激しかったようで、彼の行為を「最モ卑劣ナル挙動」と憤激が最も激しかったようで、彼の行為を「最モ卑劣ナル挙動」と情歌が最も激しかったようで、彼の行為を「最モ卑劣ナル挙動」と意楽後の模様について、『川崎警察署文書』は余り詳しく伝えてく選挙後の模様について、『川崎警察署文書』は余り詳しく伝えてく

あったのである。 から非難されようとも、 れてであった。 もと吉田を見限って出馬したのも飯田彰重ら地域の有力者に要請さ して地域の信望を失ってしまったわけではないことが分かる。 呉レ候様掛合中ナルモ添田ハ就職ヲ辞シ居ルモ其実ハ村会ニ於テ決 議スル以上ハ再応職ニ就ク精神ナラント云フ」(52)ということで、決 シ而シテ町田村ノ重立タル者ハ目下村長ナキヲ以テ再度村長トナリ 先立ち彼の居住地町田村では次の様な状況になっていた。つまり、 居ル」という殊勝な態度を示していたようである(51)。また、これに メニカヲ尽シ途中ニ於テ返心シ吉田正春ヲ棄テ自身第二区候補者ノ 人トシテ運動ヲ始メタルモ其結果ハ失敗ヲ取リ却テ社会ノ人ハ卑 一同人ハー二年ハ政治上又ハ社交上ノ事ニハ奔走セスト云ヒ居ルヨ これにたいして添田の方も、 ラ被ルニ至リタルハー大失策ヲナシタリ云々ト悔悟ナシ たとえかつての旧自由党、 地域での彼の勢力は揺るぎ様の無いもので はじめのうち「盛ンニ吉田正春ノ為 神奈川県倶楽部の関係者 もと

のであろう。 のであろう。 さて選挙終盤になって選挙違反が取り沙汰された山田泰造である。 特に飯田彰重・同快三両名は、山田の選挙をった模様である。特に飯田彰重・同快三両名は、山田の当選を「遺なった模様である。特に飯田彰重・同快三両名は、山田の当選を「遺が、見事に当選を果たしたことで反対派からの攻撃を受けることにが、見事に当選を果たしたことで反対派からの攻撃を受けることにが、見事に当選を果たしたことで反対派からの攻撃を受けることにが、見事に当選を果たしたことで反対派からの攻撃を受けることにが、見事に当選を果たしたことで反対派からの攻撃を受けることにが、見事に当選を無たしたことで反対派からの攻撃を受けることにが、見事に当選を表した。

ル者共ナレハ此ノ会ヲ奇貨トシ和解親睦ヲナサシムルノ目的ヲ兼ネ徴収スルト云フ而シテ三百名ハ同村内紛議ニハ原被ノ位置ニ居リタへ進行スル計画ヲナシタルヨシニテ此ノ会費ハ有志者ヨリ卅銭ツ、造万歳一本ハ大日本帝国万歳ト記シ隊伍ヲ組ミ陸路神奈川町神風楼百名計リハ川崎町停車場へ集リ唐縮緬ノ旗ニ本押立テ一本ハ山田泰は一〇月一五日午前九時頃からで、その様子は「大師河原村人民三は一〇月一五日午前九時頃からで、その様子は「大師河原村人民三は一〇月一五日午前九時頃からで、その様子は「大師河原村人民三は「〇月一五日午前九時頃からで、その様子は「大師河原村人民三は「〇月一五日午前九時頃からで、

はこの村内紛議がどうなったかを伝えてくれない。 『川警文書』 ることを恐れて、棄権したのかも知れない。残念ながら、『川警文書』 には、不正が追及されていた、旧村長内田佐五右衛門・旧助役石渡には、不正が追及されていた、旧村長内田佐五右衛門・旧助役石渡には、不正が追及されていた、旧村長内田佐五右衛門・旧助役石渡には、不正が追及されていた、旧村長内田佐五右衛門・旧助役石渡には、不正が追及されていた、旧村長内田佐五右衛門・旧助役石渡 (第)。大師河原村では、養 (第二於テ百本程ヲ打揚クル」計画であった (5)。 大師河原村では、養 (第二於テ百本程ヲ打揚クル」計画であった (5)。 大師河原村では、養 (第二於テ百本程ヲ打揚クル」計画であった (5)。 大師河原村では、養 (第二於テ西本程ヲ打揚クル」計画であった (5)。 大師河原村では、養 (5)。 大師河原村では、

二日 告されているのである ト雖トモ政治上ノ事ハ度外視シ居ルモノノ如シ故ニ政談演説会ノ開 得ス平素政治上ニ奔走スル有志家稀レニシテ町村ニ於テ重立タル者 こうした反面、「当署部内人民ハ政治思想ニハ頗ル冷淡ト云ハサルヲ 祝杯ヲ挙ケル」という盛り上がりがみられ、さらにこの時期、 シメ祝意ヲ表スル」計画があり、また「各村モ当日ハ業ヲ休ミ夫々 ヲ釣シ踊屋台ヲ設ケ煙花ヲ打揚ケ亦小学校生徒ヲシテ町内ヲ進行セ また第一回帝国議会開催当日の一一月二五日には川崎町で「軒提燈 之ヲ喋々スルモノナキ模様ニシテ平穏無事ト云フヘシ」などとも報 亀之助ノ如キ人物ナリ其他ハ皆ナ著実温厚ノ人物ノミト云フヘシ故 輩ニ欠乏ス然シ動スレハ壮士ノ対面ヲ備へ運動セントスル者ハ田 会アルモ敢テ傍聴セントスル者ナシ随テ軽騒過激ノ挙動ヲナス壮士 河原村では立憲自由党に加入するものが多数出ている(56)。 あったろうか。確かに何回かの政談演説会や懇親会が開かれており、 ところで選挙終了後の橋樹郡人民の政治意識はどのようなもので 下各地二於テ囂々論議ノ焦点トモナリ居ル対等条約論 ノ如キモ しかし、 大師 中

一般大衆の意識を垣間見ることができよう。説会の状況報告からは、少なくとも選挙権を持たない大多数の下層がどうであったかを結論付けることは難しい。だが、以下の政談演以上の両極端とも言える報告から当時の橘樹郡内人民の政治意識

(廿五名ニシテ弁士ノ演壇ニ上リタルハ午后八時卅分閉会ハ同十時九月二七日午後七時より、川崎町堀之内小川松五郎借家にて。「聴

一言語モ粗暴過激ニ流ル、事ナク至極静穏」であったという(60)。 一時には三名の辞士が開意されており、午後八時頃より登壇し、たらくで弁士の質、聴衆の質、ともに問題があったようである。 また、一〇月三日午後六時から川崎町堀之内八三六番地で開かれた。 また、一〇月三日午後六時から川崎町堀之内八三六番地で開かれた演説会には三名の弁士が用意されており、午後八時頃より登壇し、た演説会には三名の弁士が用意されており、午後八時頃より登壇し、た演説会には三名の弁士が用意されており、午後八時頃より登壇し、た演説会には三名の弁士が用意されており、午後八時頃より登壇し、た演説会には三名の弁士が用意されており、午後八時頃より登壇し、た演説会には三名の弁士が用意されており、午後八時頃より登壇し、という体がより、一般に関会した(52)。して、一般に関金には一般に関金には、一般に関金には、一般に関金には、一般に関金には、一般に関金には、一般に関金には、一般に関金には、一般に関金には、一般に関金にない。

(6)と同月九日午後七時から(6)の政談演説会が計画されていた。(6)と同月九日午後七時から(6)の政談演説会が計画されていた。四日の演説会の様子は「聴衆廿名計リ頗ル寂寥タルモノ」(6)で、「廿名ノ聴衆ハ下等社会ノ者多ク川崎町ニ於テ中以上ノ者ハ見受ケス大抵車夫鳶人足或ハ農夫体ノモノニシテ演説ニ感動スルコトナクス大抵車夫鳶人足或ハ農夫体ノモノニシテ演説ニ感動スルコトナクス大抵車夫鳶人足或ハ農夫体ノモノニシテ演説ニ感動スルコトナクス大抵車夫鳶人足或ハ農夫体ノモノニシテ演説ニ感動スルコトナクス大抵車夫鳶人足或ハ農夫体ノモノニシテ演説ニ感動スルコトナクス大抵車夫鳶人足或ハ農夫体ノモノニシテ演説ニ感動スルコトナクス大抵車夫鳶人足或ハ農夫体ノモノニシテ演説ニ感動スルコトナクス大抵車大湾人足或ハ農夫体ノモノニシテ演説ニ感動スルコトナクス大抵車大湾人とである。(6)であった。また型日は会主兼弁士岡田重三郎と傍聴人五藤正隣との間で暴行事件が翌日は会主兼弁士岡田重三郎と傍聴人五藤正隣との間で暴行事件が翌日は会主兼弁工局田重三郎と傍聴人五藤正隣との間で暴行事件が選出たの大陸を表示している。

七 おわりに

一回総選挙の状況は全報告のほんの一部にしか過ぎない。『川警文安維持の立場からの調査報告が主となっている。本稿で紹介した第『川警文書』は初期高等警察の報告書である。政治的な関心、治

文書』における地域と民衆」がある(6)。川崎フィールドワークでの講演会で植山淳が発表した「『川崎警察署ノ景況」などと題して報告されている事象を元にして、本会主催の書』を他の視点から利用した研究成果としては、既に文書中、「貧民

くの問題を照射する手懸かりがたくさん隠されているのである。行くであろう。とにかく『川警文書』には未だ解明されていない多録から、地域の公職と地域の有力者との関係などが明らかにされてとができるであろう。また、各村長や助役の就任・辞任をめぐる記とができるであろう。また、各村長や助役の就任・辞任をめぐる記とができるであろう。また、各村長や助役の就任・辞任をめぐる記とが名議、川崎町での共有金紛議などが報告されており、こうしめぐる紛議、川崎町での共有金紛議などが報告されており、こうしめぐる紛議、川崎町での共有金紛議などが報告されており、こうしめぐる紛議、川崎町での共有金紛議などが報告されているのである。

注

- (1) 『新詳説日本史』山川出版社、一九九一、二六三頁。
- (2) 内田修道「議会政治の発足と県政」(『神奈川県史』通史編山淳)などを参照されたい。『京浜歴科研年報』(以下四、第三章)で初めて紹介された。『京浜歴科研年報』(以下四、第三章)で初めて紹介された。『京浜歴科研年報』(以下の第三章)で初めて紹介された。『京浜歴科研年報』(以下の第三章)で初めて紹介された。『京浜歴科研年報』(以下の第三章)などを参照されたい。
- (3) (1) に同じ。
- 九八四、史料編。 ・ ・ ・ 『明治ニュース事典』IV、毎日コミュニケーションズ、一
- るものについては、適宜、訂正・加除を加えた。第十八号 臨時報告」。原文中、明らかな誤字・脱字と思われ(5) 前掲『年報』第五号(以下『川警』と略す)、三頁「秘川乙
- 哲編『続よみがえる群像 神奈川の民権家列伝』かなしん出(6) 新井一弘・大湖賢一「山田泰造 不屈の民権代言人」(大畑

版 九八九

- 7 植山「『川崎警察署文書』をめぐって
- 8 明治二二年八月二六日「法律第二十二号」として公布。 明治ニュース事典』Ⅳ。 前
- 9 『川警』、三頁「秘川乙第十八号 臨時報告」。
- 10
- 11 四頁「秘川乙第三三号 定期 通報
- 13 12 (10) に同じ。 島田武助は川崎町で呉服商を営む

『川警』、一六頁「秘川乙第三五号

臨時通報」。

- 一五頁「秘川乙第三三号 定期通報」。
- $\widehat{15}$ 14 三頁「秘川乙第二十号 定時報告」。
- $\widehat{16}$ 四頁「秘川乙第三三号 定期通報」。
- 18 17 二三頁「秘川乙第四八号 臨時通報」。
- (16) に同じ[®]
- 19 (15) に同じ。
- $\widehat{20}$ 『川警』、四頁「秘川乙第二十四号 定時報告」。
- $\widehat{21}$ 同、一八頁「秘川乙第四〇号 定期通報」。
- $\widehat{22}$ 同右。
- $\widehat{23}$ 『川警』、一六頁「秘川乙第三五号 臨時通 過報」。
- $\widehat{25}$ $\widehat{24}$ 二四頁「秘川乙第五〇号」。 四頁 「秘川乙第二十五号」。
- $\widehat{26}$ 『明治ニュース事典』Ⅳ。
- $\widehat{27}$ 『川警』、三二頁「秘川乙第六〇号」。
- 28 『毎日新聞』、明治二三年六月二八日付
- 30 29 同 『川警』、二五頁「秘川乙第五四号 定期通報」。 二三頁「秘川乙第四八号 臨時通報
- 31 同 四頁 「秘川乙第二十壱号」。
- 32 司 「秘川乙第二十四号 定時報告
- 33 一一頁 「秘川乙第二九号」。
- 一三頁「秘川乙第三〇号 臨時通報

- 35 (33) に同じ。
- 36 警。二二頁 「秘川乙第四七号
- 37 同、二六頁「秘川乙第五六号」、三一頁「秘川乙第五三号」。 臨時通報
- 和美「『川崎警察署文書』における伊藤痴遊の政談演説覚書 す〉第四二号、一九八七、七)、伊東富昭「伊藤仁太郎 (痴遊) 例会記録、柴田洋子(『京浜歴科研会報』〈以下『会報』と略 の政談演説会から」(『会報』第四三号、一九八七、九)、奥田 (『会報』第四七号、一九八八、一)を参照されたい。 伊藤痴遊および、 当日の講演については、「県史を学ぶ会」
- 『川警』、三二頁「秘橘乙第九十四号」。

39

- $\widehat{40}$ 同、二六頁「秘川乙第五六号」。
- 41 同、二四頁 「秘川乙第四八号 臨時通報」。
- $\widehat{43}$ 42 同、三三頁 同、三二頁 「秘川乙第五八号 「秘川乙第五九号 臨時通報」。 臨時通報」。
- $\widehat{44}$ (42) に同じ。
- 45 (43) に同じ。
- 五号」。なお「四五号」は、日付が「六月九日」となっている 『川警』、二〇頁「秘川乙第四四号」、二一頁 「秘川乙第四
- $\widehat{47}$ 同、二四頁「秘川乙第五壱号」。

が、「十九日」の誤りであろう。

- 48 同、三四頁 「秘川乙第六壱号」
- 三年七月四日)。 記事編年誌」、七三「衆議院議員選挙の投票結果」 『横浜緑区史』資料編第二巻、 第六章 「日刊新聞にみる世 (明治二
- 50 『川警』、三三頁「秘川乙第六二号 定期通報」。
- 51 四三頁「秘川乙第七八号 定期通報」。
- 52 三六頁 「秘川乙第六七号 定期通報」。
- 53 54 إال (50) に同じ。中山郡長とは 警』、七二頁「秘川乙第壱○○号 各郡長を歴任した。 中山信明。 定期 愛甲郡初代郡 通 報。

- 56

七五頁

「秘川乙第壱〇九号

「秘川乙第六壱号」。

「秘川乙第九四号

定期通報」。

定期通報」。

- 57
- 58
- $\widehat{60}$ 59 五九頁 「秘川乙第九三号」。
- $\widehat{63}$ $\widehat{62}$ $\widehat{61}$ 六〇頁 七七頁 「秘川乙第九六号」。 「秘川乙第壱壱〇号 「秘川乙第九六号」。
- 七七頁 八〇頁 「秘川乙第壱壱五号 「秘川乙第壱壱壱号」。

定期通報」。

- 八三頁 七八頁 「秘川乙第壱二二号」。 「秘川乙第壱壱壱号」。 臨時通報」。
- (64) に同じ。

 $\widehat{66}$ $\widehat{65}$ $\widehat{64}$

号 (一九九一、 者は神奈川地域史研究会共催。 記念して、講演会・フィールドワーク・懇親会を開催。 九九一年一一月一〇日、 一)に「市制・町村制下の民衆像」としてまとめられた。 一二)に掲載。 自由民権百年横浜集会十周年を のち『年報』第七号(一九九 当日の報告は『会報』第九二

〔付記〕

協議会横浜支部高校部会での報告を元に成稿したものである。 本稿は、 九九一年一二月一二日に行われた神奈川県歴史教育者

